

第 49 回真庭市地域公共交通会議 (書面開催)

開催期間：令和 8 年(2025 年)2 月 20 日(金)
～3 月 2 日(月)

1 審議事項

(1) 真庭市地域公共交通計画(案)について・・・・・・・・・・資料 1

(2) 真庭市地域公共交通利便増進実施計画(案)について・・・・・・・・資料 2

(3) 令和 8 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金・
フィーダー系統補助金）の変更認定申請について・・・・・・・・資料 3

(4) 令和 8 年 4 月改正コミュニティバスまにわくんの運行計画について
資料 4

2 報告事項

第 48 回真庭市地域公共交通会議の決議結果・・・・・・・・・・資料 5

真庭市地域公共交通計画(案)について

1. 審議事項

令和 8 年度～令和 12 年度の 5 年間を計画期間とする「真庭市地域公共交通計画（案）」について、パブリックコメントの実施状況等を踏まえ承認を求めるもの。

2. パブリックコメントの実施状況

- 実施期間：令和 8 年 1 月 26 日（月）～2 月 16 日（月）
- 意見の提出：なし
- 公表について：真庭市ホームページおよびくらし安全課・各振興局窓口において公表

3. 第 47 回真庭市地域公共交通会議以降の主な修正点

- 第 3 次総合計画で掲げる「回る経済と脱炭素への挑戦」と公共交通の関連を強調するため、環境(脱炭素化)に関する記述を追記
 - P14 ③公共交通に関連する他分野の施策に「回る経済と脱炭素への挑戦」を追加
 - P27 (3)行政（関連部署）が抱える移動に対する問題点・課題に「環境部門」を追加
 - P29 他部門との連携・施策推進に「環境」を追加
 - P30 行政・交通事業者（供給側）視点の課題に「環境」を追加
 - P47 事業 10-1：公共交通に触れる機会（利用体験や学習等）の創出に、脱炭素に関する取組との連携として環境学習の場等を活用し、脱炭素社会に向けて自家用車から公共交通利用の転換が二酸化炭素削減等の環境面の効果があることを周知・PR する。を追加
- 北房地域デマンド交通イコーデが、地域公共交通確保維持改善事業のフィーダー補助要件を満たすためその記載を明記
 - P33 地域内交通の項、維持・確保における方向性の記述

4. 今後のスケジュール

- 3 月 ・公共交通会議承認後、関係機関（国、県）との協議調整
※承認後、計画の本旨に影響しない修正が必要な場合は、事務局にご一任ください。
 - ・市ホームページで公表
- 4 月から 計画に基づき施策を推進

真庭市地域公共交通利便増進実施計画（案）について

1. 審議事項

令和 8 年 4 月～令和 12 年 9 月を計画期間とする「真庭市地域公共交通利便増進実施計画（案）」について、改正後の真庭市地域公共交通計画に基づき承認を求めるもの。

2. 計画策定の目的及び位置づけ

地域公共交通計画の具現化に向け、住民の移動ニーズと運行効率が調和した「持続可能な公共交通ネットワーク」の構築をめざすため、その具体的な施策として、特定の再編・見直し事業（利便増進事業）の内容を明文化した「地域公共交通利便増進実施計画（以下、「本計画」という。）」を策定するもの。

本計画は、地域公共交通計画の実施計画（アクションプラン）として位置づけ。

3. 計画の期間

地域公共交通計画の期間及びバス補助年度と整合を図るため、本計画の期間は令和 8 年 4 月（令和 8 年度）～令和 12 年 9 月（令和 12 年度）とする。

4. 利便増進計画の対象となる事業

本計画の地域公共交通計画における対象施策・事業については、「施策② デマンド交通の導入」の「事業 2-1 配車システムを活用したデマンド交通の導入」が該当。事業の内容は次のとおり。

地域公共交通計画 における位置づけ	事業2-1 配車システムを活用したデマンド交通の導入
事業主体	岡山トヨタ自動車株式会社、有限会社北房観光
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内交通(まにわくん枝線)は、移動実態に基づき、配車システムを活用した効率的なデマンド交通への転換を推進する。 ・北房地域では、まにわくん枝線（北房ルート）を廃止し、令和 8 年 1 月より北房地域全域を対象としたデマンド交通（イコーデ）の実証運行を開始する。その後、実証により把握した移動ニーズや利用者からの声に合わせて調整を行い、令和 8 年 4 月より本格運行へと移行する。なお、本事業については地域公共交通利便増進計画の再編事業（地域公共交通利便増進事業）に位置づけ、利便性と効率性の向上を図る再編を行う。
実施時期	北房地域は令和 8 年度から本格実施し、他地域は計画期間内での検討・実施を目指す

5. 今後のスケジュール

- 3月 ・公共交通会議承認後、関係機関（国、県）との協議調整

※承認後、計画の本旨に影響しない修正が必要な場合は、事務局にご一任ください。

- ・市ホームページで公表

- 4月から 計画に基づき施策を推進

北房オンデマンド交通「イコーデ」の経過報告と本格運行について

1. 北房オンデマンド交通「イコーデ」の概要

北房地域では、まにわくん枝線の利用が少なく効率的な運行ができていない実態がありました。このことから、配車システムを活用することでまにわくん枝線（高岡上～中国勝山駅系統を除く）から地域内の複数の乗降ポイント間を移動できる予約型の乗り合い交通への見直しを行い、令和8年1月より実証運行を行っています。

名称	北房オンデマンド交通「イコーデ」
運行区域	北房地域全域 落合地域の一部（落合振興局、美作落合駅 等）
運行形態	予約のあったミーティングポイント（139 地点）の間を効率的に運行
運行経路	予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行
運行日	平日（月～金曜日）
運行時間	9時～16時
運用方法	電話又はウェブによる予約（利用希望時間の60分前まで）
運行の態様	区域運行（道路運送法4条、同施行規則第3条の3）
運賃	1名1乗車当たり400円とし以下の要件に該当する者は200円とする 小学生（未就学児は無料）、生活保護受給者、障がい者手帳（身体、療育、精神）を受けている者、第1種の身体障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けている者の介護者、児童養護または保護を受けている者、65歳以上で「おかやま愛カード」の交付を受けている者



図 まにわくん枝線（見直し前）の運行状況

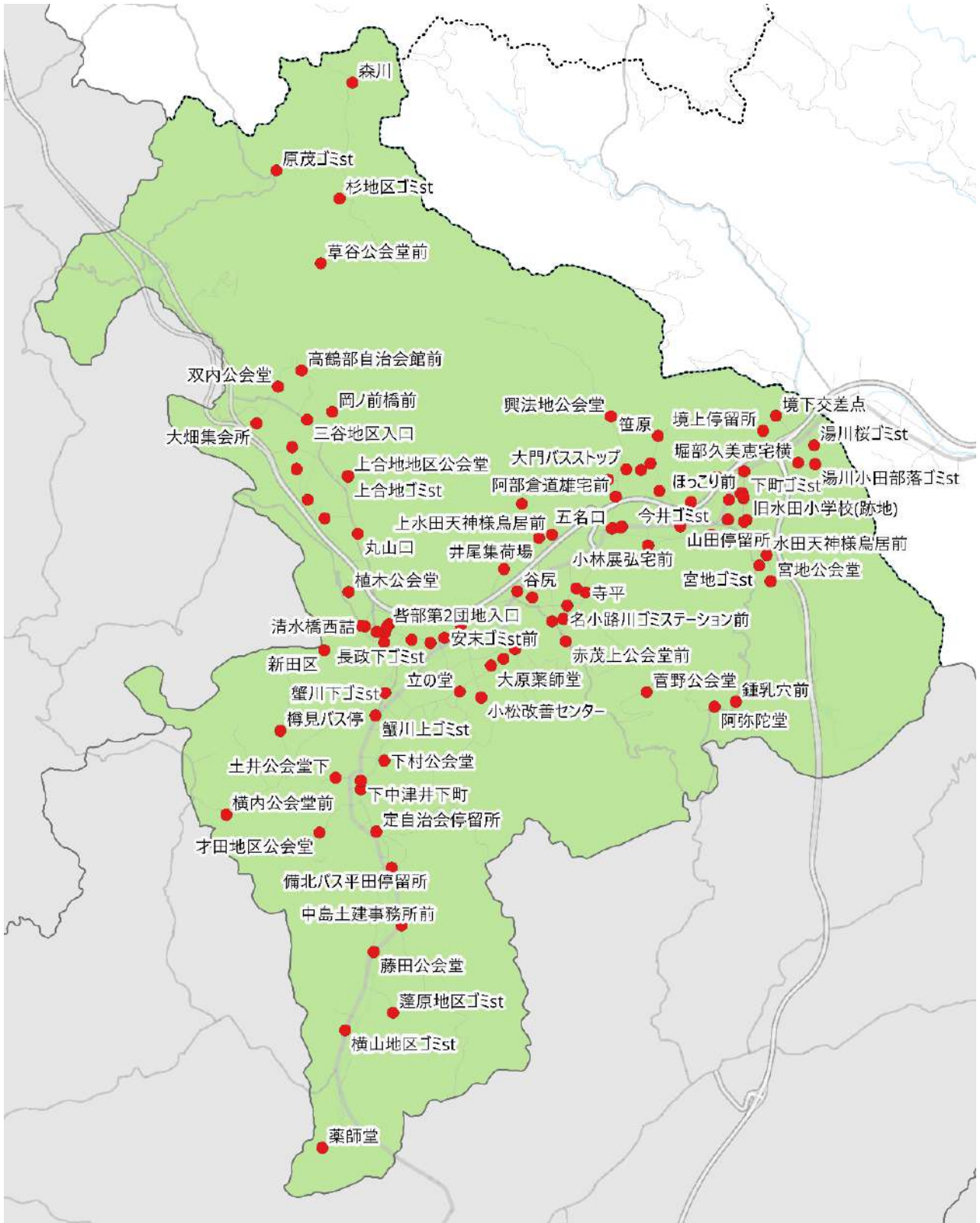


図 北房オンデマンド交通「イコーデ」の停留所(利用者出発地)



図 北房オンデマンド交通「イコーデ」の停留所(目的地側)

2. 実証運行結果（令和8年1月の利用状況）

(1) 利用登録状況（令和8年1月時点）

利用登録者数	86人
利用登録者の平均年齢	71.7歳

(2) 現在の利用状況（令和8年1月の1か月間の利用状況）

① 利用者数

延べ利用者数	29人
実利用者数	12人
利用登録者に占める実利用者の割合	14%
予約に対する実送迎数	29件

② 乗降場所の分類

- 全体的に買い物割合が高くなっており、目的地で見ると地域内マルナカ北房店に集中しています。
- 地域内の移動が中心となっていますが、落合病院等の運行エリアの広がりによって新たな選択肢への移動も見られます。

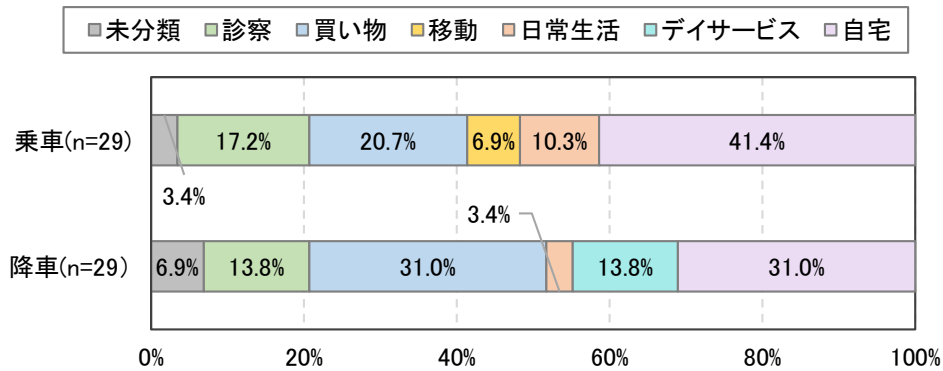


図 乗車降車別の日目的地分類

表 目的別の利用者数（不明は除いて集計）

目的地	利用者数（人）
マルナカ北房店	7
コスモスの園	4
廣恵医院	3
A コープ北房店	2
吉弘クリニック	2
金田病院	2
なかつい陣屋	1
三谷地区入口	1
北房振興局	1
北房文化センター	1
落合病院	1

(3) まにわくん枝線との比較

① まにわくん枝線の利用者数推移

- 例年のまにわくん枝線（北房ルート）の利用者数は8～17人程度で、昨年（令和7年1月）は11人しか利用していない状況でした。
- また、1カ月あたりの平均利用者数は令和6年度が15人/月程度で、令和8年2月13日年度の利用が少なかったものの、近年は月に15人前後が利用している状況が続いています。

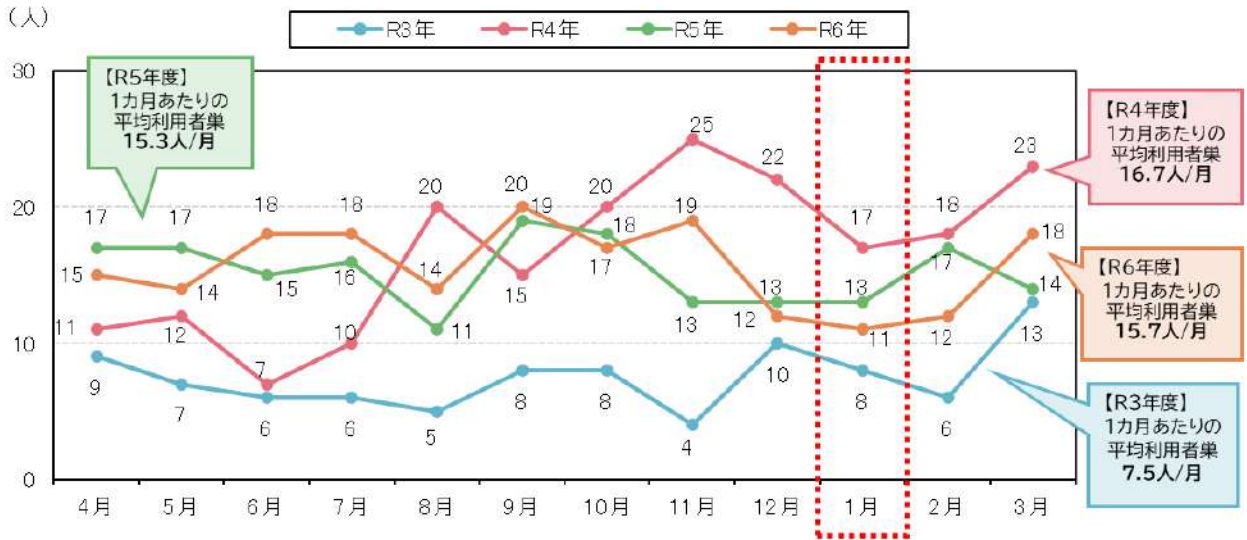


図 まにわくん枝線(北房ルート)の利用者数

② 同時期のまにわくん枝線の利用状況

- まにわくん枝線（北房ルート）の昨年同月の利用状況を見ると、大部分は小人（通学目的）の利用で、井殿地区に利用が集中しています。
- 利用が見られない、1人しかいない便・時間帯も存在していました。

表 まにわくん枝線(北房ルート)の令和7年1月の利用状況

発地	着地	利用者数(人)		
		大人	小人	計
井殿	井尾口	0	4	4
井殿	谷尻	0	2	2
皆部	草谷	1	0	1
井殿	水田新町	0	1	1
草谷	皆部	1	0	1
五名	境	0	1	1
境	五名	0	1	1

便	運行時間帯	運行日・運行方面	利用者数
1便	7時台	【月～金曜日】勝山方面	2
2便	9時台	【月・水曜日】 阿口、上皆部、樽見、横内、新田方面 【火・金曜日】 井殿、菅野、能楽方面	7
3便	10時台		1
4便	11時台		0
5便	12時台		1
6便	13時台・14時台		0
7便	17時台	【月～金曜日】勝山方面	0

3. 実証運行の効果と今後の運行方針

① 運行形態変更（見直し）の効果

- イコーデへの見直しによって高齢者を中心とした利用が広がり、利用者数はまにわくん枝線として運行していた前年の11人から29人まで、倍程度増加しています。
- 通学等の特定の目的中心に使われる交通ではなく、買い物や通院等の生活需要に対応する地域交通を整備することができました。
- 利用者の増加に関しては、路線で運行していたまにわくん枝線よりも、複数のミーティングポイント間を直接移動できるため利便性が向上し、移動の選択肢が広がったことが大きな要因だと考えられます。

② 課題と今後の運行方針

- 利用登録者数の86人に対して実利用者数は12人（登録者のうち14%）と特定の人（高齢者）に利用が固定している状況です。より利用者が広がるよう利用方法に関する説明会の継続や周知チラシ等の配布、地域の会合等を活用してお試しで利用してもらう機会を設ける等、継続的な周知・PRと利用に誘導するための仕掛けづくりが必要です。
- 北房地域自体が広いことから需要がばらけているため、乗合利用（相乗り）が成立していない状況です。より効果的な運行を行うためにも、グループ利用の推奨や買い物先のイベント（特売日）等とセットにした周知等、乗合利用を促進も検討していく必要があります。

4. 今後のスケジュール（案）

- 利便性向上による効果が発現したことから、引き続き利用状況と運行状況に対するデータを収集し、利用状況の経過観察を行いつつ、令和8年4月には本格運行に移行します。
- 本格運行にあたっては、北房地域の地域住民にとって地域内の移動需要に対応し、まにわくん（幹線）やJRを補完する唯一の生活交通であることから「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用して運行を継続します。
- 現時点での課題を踏まえて、利用者層が広がるための周知・PRや利用者増及び乗合（相乗り）による利用を促進するための仕掛けを検討し、様々な実施・検証を通じて継続的な改善を行っていきます。

以上

令和 8 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金・地域内フィーダー系統補助金）に関する変更認定申請について

1. 審議事項

地域公共交通確保維持改善事業の内容については、地域公共交通計画の別紙に記載されている。令和 8 年度から新計画に移行するため、記載内容と整合を図る必要があり、今回その変更認定申請内容を審議するもの。

2. 主な変更内容

（1）地域間幹線系統補助金

- ・地域公共交通計画との整合、協議会の開催状況と主な議論

地域公共交通計画の改定に合わせ、本補助事業の記載ページの整合を図り、公共交通会議の開催状況と主な議論を別添追記。

（2）地域内フィーダー系統補助金

- ・北房地域デマンド交通イコーデのフィーダー系統への位置づけ

まにわくん枝線を北房地域デマンド交通イコーデに転換する実証実験を行い、地域内交通として確保・維持する必要が認められたことから、4 月から本格運行に移行し、フィーダー系統補助対象路線とする。

合わせて、「地域公共交通利便増進実施計画」との関連付けについての記載を追記。

- ・地域公共交通計画の改定、協議会の開催状況と主な議論

交通空白への対応、デマンド交通導入による公共交通ネットワークの最適化、利用環境整備、持続可能な仕組みづくり、利用促進などの改定内容と公共交通会議の開催状況を別添追記。

- ・定量的な目標・効果

地域公共交通計画の記載との整合を図る。

- ・利用者意見の反映

北房地域デマンド交通イコーデについて、事前訪問・説明での意見収集を実施し、今後もドライバーへのヒアリング等で継続的に意見を反映する旨を追記。

3. 今後のスケジュール

- 3 月 ・公共交通会議承認後、国に認定申請・審査

※承認後、本旨に影響しない修正が必要な場合は、事務局にご一任ください。

様式第1-2（日本産業規格A列4番）

令和8年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 真庭市公共交通会議
住 所 岡山県真庭市久世2927-2
代表者氏名 会 長 太田 昇

地域公共交通計画変更認定申請書

国土交通大臣より認定された地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

- 変更日
令和8年4月1日
- 変更箇所
地域公共交通計画の新計画策定
- 変更理由
現行の地域公共交通計画が令和7年度末をもって期間満了となるため

18. 協議会の開催状況と主な議論

開催日	主な内容
令和7年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度真庭市地域公共交通事業計画（案）について ・ 自家用有償旅客運送更新登録申請に伴う合意について ・ 令和8年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助金）に関する認定申請について ・ 令和8年度地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）に関する認定申請について ・ まにわくん年末年始の運行について
令和7年8月 分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真庭市における公共交通の現状と課題地域公共交通計画の策定方針について
令和7年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北房オンデマンド交通の運行の態様について ・ 真庭市ライドシェア実証運行について ・ 真庭市における地域公共交通の課題と地域公共交通計画で目指す公共交通の姿について
令和7年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真庭市地域公共交通計画の素案について ・ 真庭市コミュニティバス運行車両更新計画の改定について ・ 令和7年度フィーダー系統確保維持事業の事業評価について ・ 令和7年度地域公共交通調査等事業の事業評価について
令和8年1月 書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統確保維持事業）の事業評価について
令和8年3月 書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真庭市地域公共交通計画（案）について ・ 真庭市地域公共交通利便増進実施計画（案）について ・ 令和8年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助金・地域間幹線系統）に関する変更認定申請について ・ 令和8年4月改正コミュニティバスまにわくんの運行計画について

添 付 資 料

色づけをしている項目については、
色づけ箇所が当協議会の該当部分

令和7年6月17日
(令和8年月日変更)
(名称) 真庭市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

人口減少やマイカー利用の増大により公共交通利用者は減少しているものの、運転免許を持たない高齢者や通学生など、いわゆる交通弱者の方々にとって公共交通は必要である。

本事業により、生活交通の確保・維持が困難な地域と広域行政圏の中心市町村又は県庁所在地を結ぶ基幹的なバスシステムの運行を支援することで、通勤、通学、通院及び買い物のために必要な移動手段の確保・維持を図る。

事業者は、関係市町村と連携し、これらのシステムを維持するために利用促進、利便性向上及び経費削減等への取組を行っているが、なお、欠損を生じる見込みであるため、地域公共交通確保維持事業による支援を行う必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

事業者と関係市町村との連携による利用促進や利便性向上への取組、経費削減への取組を行うことにより、

- ① 計画期間中、運行を継続し、利用者の利便性を確保すること
- ② 輸送人員について、原則として令和6年度実績値に沿線人口の増減率を乗じた値を上回る値とすること
- ③ 経常収支差額（経常費用－経常収益）について、令和6年度実績値から1%以上改善することとし、令和7年度の国庫補助額（＝県補助額）を維持することを目標とする。（別紙1のとおり。）

(2) 事業の効果

地域間幹線システムを維持することにより、運転免許を持たない方々の通勤、通学、通院及び買い物のために必要な移動手段が確保される。

また、定量的な目標を導入することにより、持続可能な公共交通となるよう事業者と関係自治体が連携し、利用促進や利便性向上、経費の削減に取り組むことが期待できる。

3. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

株式会社井笠バスカンパニー
下津井電鉄株式会社
中鉄バス株式会社
中鉄北部バス株式会社
備北バス株式会社
両備ホールディングス株式会社
琴参バス株式会社

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山陽本線や井原線などの鉄道との乗り継ぎを確保する運行ダイヤの見直しを行い、利用しやすいダイヤを目指す。(株式会社井笠バスカンパニー) ・ ホームページの改修により、Googleマップに主要施設を表示し、外出機会を促進する。(下津井電鉄株式会社) ・ バスロケーションシステムを活用し、利便性の向上を図る。(中鉄バス株式会社) ・ 季節ごとに沿線の観光情報等を掲載した時刻表を作成して、関係自治体、観光関連団体及び観光施設等へ配布する。(中鉄北部バス株式会社) ・ 利用者アンケートによる、ニーズに合ったきめ細かなダイヤ改正を実施する。(備北バス株式会社) ・ 時刻表にバスロケーションシステムのQRコードを添付し、利用促進と利便性向上を図る。(両備ホールディングス株式会社) ・ バス昇降口にセンサーを設置し、乗降者数データをバスロケーションシステムと連携させることで、混雑状況をリアルタイムで提供する。(両備ホールディングス株式会社) ・ 島々の魅力をPRするための企画及び1日乗車券作成への取組の検討を行う。(琴参バス株式会社) ・ ハレカハーフにより利用促進を図る。(岡山市関係の各社)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者
表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
表2のとおり
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
輸送人員や経常収支差額について、数値指標により評価
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線システムのみ】
別紙2のとおり。

<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>—</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>障害のある人や高齢者等がバスを安全かつ円滑に利用できるよう、老朽化した車両の更新に当たっては、公共交通移動等円滑化基準に適合するノンステップバス等の導入を促進し、バリアフリー化及びノーマライゼーションを図る。 車両購入を行う事業者の路線バス事業は、運行欠損が生じており、事業者単独で車両購入を進めることは困難であるため、車両減価償却費等国庫補助金の活用が必要である。</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>岡山県内におけるノンステップバス・ワンステップバス等の車両比率（令和6年3月末現在60.8%）を向上させる。</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>バリアフリー化車両により、障害のある人や高齢者等がバスを安全かつ円滑に利用できるようになり、外出機会が増大し、ノーマライゼーションに寄与する。 また、地域間幹線系統が維持され、運転免許を持たない方々の通勤、通学、通院及び買い物のために必要な移動手段の確保に寄与する。</p>
<p>13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>表6、表7を添付。</p>
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>—</p>
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>—</p>

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
—
(2) 事業の効果
—
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
—
18. 協議会の開催状況と主な議論
協議会の開催状況と主な議論一覧表を添付
19. 利用者等の意見の反映状況
計画案について真庭市地域公共交通会議で意見聴取を行ったところ、次の意見が得られた。 ・観光面でインバウンド需要が団体客よりも個人客が増えており、公共交通を利用した来訪者が増えてきている。公共交通の案内について多言語対応を期待したい。 計画に基づき運行することにより、利用者の利便を確保するとともに、生産性向上の取組結果を検証し、今後の改善につなげることにより、交通弱者の方々の移動手段として必要なバスシステムの確保・維持を図っていくこととする。

【本計画に関する担当者・連絡先】(住 所) 岡山県真庭市久世 2927-2(所 属) 真庭市役所生活環境部くらし安全課(氏 名) 三船 哲弘(電 話) 0867-42-1017(e-mail) kurashianzen@city.maniwa.lg.jp

地域公共交通計画と補助制度の連動化にかかる最低限の記載項目（セルフチェック表）

法定協議会構成員	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）	黄色のセル欄に該当の者の名称を記入
	第6条第2項 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 地域公共交通計画を作成しようとする 地方公共団体 二 関係する 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者 その他地域公共交通計画に定めようとする 事業を実施すると見込まれる者 三 関係する 公安委員会 四 地域公共交通の利用者、学識経験者 その他の当該地方公共団体が必要と認める者	真庭市 中鉄北部バス(株)、備北バス(株)、その他補助対象外事業者 岡山県公安委員会 シアクラブ 連合会代表、高知大学准教授等
	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 （令和7年5月7日 国総地第11号 国鉄都第7号 国鉄事第25号 国自旅第3号 国自技環第5号 国海内第3号 国空事第14号）	
	第3条第1項 一 関係する都道府県又は市区町村 二 関係する交通事業者又は 交通施設管理者等 三 地方運輸局 又は地方航空局 四 その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者	岡山県、真庭市 中鉄北部バス(株)、備北バス(株) 中国運輸局岡山運輸支局
	第3条第2項 関係する 都道府県及び市区町村 【「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」を市町村の計画に基づいて申請する場合】	岡山県、真庭市
	※関係協会（バス協会・タクシー協会等）も構成員に含めることは可能ですが、運行実施者も構成員としておく必要があります。	
	※法定協議会の下部組織（部会・分科会等）を設け、下部組織での議論を法定協議会に報告する形式での運用も可能です。	
	※法定協議会の下部組織を設ける場合はその旨を設置要綱にその旨を明記してください。	

地域公共交通計画と補助制度の連動化にかかる最低限の記載項目（セルフチェック表）

真庭市

URL:

運 行 費 補 助	<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）</p> <p>第5条第2項 地域公共交通計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針 二 地域公共交通計画の区域 三 地域公共交通計画の目標 四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項 五 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項 六 計画期間 七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 	記載箇所	
		P 3 1	
		P 1	
		P 5 0～5 2	
		P 3 6～4 9	
		P 5 0～5 2	
		P 1	
	<p>（令和7年5月7日 国総地第11号 国鉄都第7号 国鉄事第25号 国自旅第3号 国自技環第5号 国海内第3号 国空事第14号）</p>	運行費補助を受けようとする系統	
	<p>第7条第1項 陸上交通（地域間幹線系統）に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の地域の公共交通における位置付け・役割 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法 	幹線	表1のとおり
			P 3 3
			P 3 3
			P 3 3
			P 5 0～5 2

車 両 補 助	第3節 車両減価償却費等国庫補助金	
	第4節 公有民営方式車両購入費国庫補助金	
	第5節 貨客混載導入経費国庫補助金	
	<p>※車両補助の活用を見込む場合は、その旨も計画への記載が必要です。</p>	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置	記載箇所
岡山県	(株)井笠バスカンパニー	(1) 矢掛	3,292.5		
		(2) 井原・福山	1,272.5		
		(3) 井原	8,348.5		
		(4) 篠坂・福山	16.0		
		小 計	(4系統)	12,929	
	下津井電鉄(株)	(1) A-2岡山線	4,000.0		
		(2) D-19茶屋町線	3,927.5		
	小 計	(2系統)	7,927		
	中鉄バス(株)	(1) (佐)リハピリ	11,310.5		
	小 計	(1系統)	11,310		
	中鉄北部バス(株)	(1) (イ)行方	3,602.0		
		(2) (高)勝山	11,818.0		P33
	小 計	(2系統)	15,420		
	備北バス(株)	(1) 皆部	1,138.0		P33
		(2) 吉川	4,763.0		
		(3) 岡山	5,823.5		
		(4) 地頭	4,274.0		
	小 計	(4系統)	15,998		
	両備ホールディングス(株)	(1) 76・77西大寺～西大寺駅・神崎～牛窓(牛窓南線)	5,041.0		
		(2) 217・219岡山駅～小串・上山坂～宇野駅前、たまの病院前	22,339.0		
(3) 119岡山駅～当新田・荘内支所～洪川三丁目		766.5			
(4) 152岡山駅～当新田～深山公園入口		704.0			
(5) 154岡山駅～当新田・田井～玉野市役所前		1,969.5			
(6) 367岡山駅～当新田・荘内支所～宇野駅前		1,389.5			
小 計		(6系統)	32,209		
琴参バス(株)	(1) 瀬戸大橋線	304.0			
小 計	(1系統)	304			
合 計 (20系統)			96,097		

様式第1-2（日本産業規格A列4番）

令和8年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 真庭市公共交通会議
住 所 岡山県真庭市久世2927-2
代表者氏名 会 長 太田 昇

地域公共交通計画変更認定申請書

国土交通大臣より認定された地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

- 変更日
令和8年4月1日
- 変更箇所
地域公共交通計画の新計画策定
- 変更理由
現行の地域公共交通計画が令和7年度末をもって期間満了となるため

令和8年2月 日

(名称) 真庭市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市では、合併前の教育・医療・福祉等、多くの目的別交通が混在していたため、公平性に配慮しながら、効率的で利便性の高い公共交通網の構築を目的として、平成18年9月に真庭市公共交通基本方針、平成19年3月に真庭市公共交通計画の基本計画及び実施計画を策定し、コミュニティバスの運行を開始した。

また、平成21年9月には、真庭市公共交通計画の提言を踏まえたうえで、今後、顕在化してくる可能性が高い様々な問題に対処し、維持継続できる地域公共交通体系づくりを目的として「真庭市地域公共交通総合連携計画」(平成21年度～平成23年度)を策定し、民間乗合バス路線を代替する幹線3路線を加えた計37ルートの真庭市コミュニティバスの実証運行が行われた。さらに、平成23年度末には、新たに「地域公共交通確保維持改善事業」に取り組み、将来に亘る公共交通の確保という視点から生活交通ネットワーク計画を策定し、継続的な評価・検証を行ってきている。

こうして平成24年度まで実証運行を継続してきた真庭市コミュニティバスは、平成25年4月から本格運行へ移行したが、少子高齢化による人口減少や自家用車の普及によって公共交通の利用者が減少傾向にある社会情勢にあつて、コミュニティバスは今後も市民の生活を支える社会インフラとして出来る限り公共交通空白地域を生じさせないように、持続可能な公共交通でなければならない。

このため、平成25年8月には、新たな「真庭市地域公共交通総合連携計画」を策定し、これまでの検討結果を総括するとともに、今後、取組むべき事業の抽出・整理を行う中で、地域の関係者が協働・連携しながら路線の確保・維持を推進する必要性から「真庭市地域協働推進計画」を策定し利用促進についても取組んでいる。

さらに、令和2年度には「地域公共交通計画」を策定し、その後の令和7年度に新たな「真庭市地域公共交通計画」策定した。同計画には、公共交通網の維持・整備に加えて、交通空白への対応やデマンド交通の導入等による公共交通ネットワークの最適化、公共交通の利用環境整備、持続可能な公共交通の仕組みづくりや利用促進を含めた公共交通に対する意識の醸成について盛り込んでおり、本市の公共交通施策のマスタープランとして引き続き運用することとしている。

市内の運転免許証を保有しない高齢者や高校生にとってはコミュニティバスが主要な移動手段となっており、通院や通学、買物等の生活に不可欠な交通手段である。また、観光客等来訪者の市内周遊手段としても活用されておりさらなる整備・見直し・改善等が求められる。したがって、本事業を活用し、本市地域公共交通の基軸となる蒜山・久世ルート、北房・久世ルート、新庄・久世ルート(以下「幹線ルート」という。)の確保・維持が必要である。なお、新庄・久世ルートについては、真庭市と新庄村をまたがって運行しているが、当該補助系統は真庭市が主体となって運行する自家用有償運送であり、新庄村は公共交通計画に位置付けしておらず、乗り入れ区間については従来、補助対象外としていることから真庭市のみにおいて公共交通計画に位置付けるものである。

あわせて、北房地域では令和8年1月からこれまで運行していたバス路線(まにわくん枝線)を北房地域デマンド交通イコーデに転換する実証実験を行い、同年4月より本格運行に移行する。北房地域住民を対象にした唯一の生活交通であることから今後も継続的な維持・確保が必要である。なお、具体的な再編内容については地域公共交通計画のアクションプランである「地域公共交通利便増進実施計画」に位置づけている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・ まにわくんとデマンド交通（北房デマンド交通イコーデを含む）の利用者数を 129,000 人以上（令和 6 年度実績 128,980 人）とする。
- ・ まにわくんとデマンド交通（北房デマンド交通イコーデを含む）の収支率を 13.0%以上（令和 6 年度実績 12.8%）とする。
- ・ まにわくんとデマンド交通（北房デマンド交通イコーデを含む）に係る財政支出を 140,000 千円以内（令和 6 年度実績 140,926 千円）とする。

（真庭市地域公共交通計画（令和 7 年度策定）P50 参照）

(2) 事業の効果

本市の公共交通の基軸となる幹線ルートを維持することで、以下の効果が期待される。

- ・ 市民生活、特に通学において重要な役割を担っており日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。
- ・ 高齢者等の外出手段の確保により、健康寿命の延伸や地域活性化に寄与する。
- ・ JR 中国勝山駅、久世駅、美作落合駅及び路線バス、高速バスとの接続により、津山市や岡山市などへの移動手段を確保することができ、都市間交流が促進され、「ひと」の循環の拡大と増加につながる。
- ・ 観光客等市外からの来訪者の移動手段を確保することで、観光振興に寄与する。
- ・ 北房地域における面的な交通空白を解消する。（バスによる人口カバー率は 74.8%となっておりデマンド交通の導入により 100%に向上）
- ・ 山間部を含めて利便性の高い公共交通網を整備することで、送迎から公共交通利用への転換を促し、新たな潜在需要の掘り起こしにつなげる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 幹線ルートと接続する民間バス、JR を含めた公共交通ネットワークを網羅した時刻表を作成し、市内全戸、公共交通事業者及び関係機関に配布する。
- ・ 「バスロケーションシステム」「GTFS-JP データ」「キャッシュレス決済」の提供により、引き続き利用者の利便性の向上を図る。
- ・ 北房地域においては利用方法の案内や説明会の開催、目的地（商店や医療機関等）と連携した周知・PR等を継続的に実施する。
- ・ 上記事業は真庭市主体で実施する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る、幹線ルートについてその運行に係る費用総額 80,969 千円と、北房デマンド交通イコーデに係る 6,718 千円（令和 8 年 4 月～令和 8 年 9 月）の運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を市が負担

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値目標によるモニタリング・評価を実施 ・利用者アンケートを実施
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線システムのみ】
※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<ul style="list-style-type: none"> ・幹線ルートを運行するバス車両は、日当たりの走行距離が長く累積により故障が度々生じてきており、安全な輸送の確保に影響を及ぼしている。 ・車両更新については、「真庭市コミュニティバス車両更新計画」を策定し安全性や運行ルートの目的に対する機能性、運行効率性等を総合的に勘案し、車両整備を進めている。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・新規の車両を導入することにより、バリアフリー対応車両(15人乗り以下の車両については、電動格納式ステップと自動ドアを装備するもの。16人乗り以上の車両については、地上から床面までの地上高が65cm以下の「ワンステップバス」、若しくは「ノンステップバス」とする。)の導入率100%を目標とする。 <p style="margin-left: 20px;">バリアフリー車両対応状況88.9% (R7.6.1 現在)</p>
(2) 事業の効果
<ul style="list-style-type: none"> ・車両を更新することで車両の不具合や故障が減り、より安全で快適な運行が可能となるほか、高齢者の乗降時の事故防止や燃費の改善による運行経費削減が期待できる。また、需要に見合う定員の車両を配置することで運行の効率化が図られ経費節減につながる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表6を添付
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標

※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
協議会の開催状況と主な議論一覧表を添付
19. 利用者等の意見の反映状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 真庭市地域公共交通計画（令和 3～7 年度）および地域公共交通確保維持改善計画の策定に当たっては、シニアクラブや真庭観光局の委員も参画する真庭市地域公共交通会議で審議を行い、承認を得ている。 ・ また、随時アンケート調査等により利用者の幅広い意見を収集し、公共交通施策へ反映してきた。 ・ 人口減少や高齢化が進む中で、地域の活力を維持・向上させるため、公共交通の重要性を踏まえ、地域戦略と連動した地域公共交通計画を推進していく。 ・ 観光面でインバウンド需要が団体客よりも個人客が増えており、公共交通を利用した来訪者が増えてきている。公共交通の案内について多言語対応を検討。 ・ 北房地域デマンド交通イコーデについて、個別訪問や説明会等により実証運行前に意見収集を行っており、今後もドライバーへのヒアリング等で継続的に意見を吸い上げ利用促進やサービス改善の検討に反映する。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 岡山県真庭市久世 2927-2

(所 属) 真庭市役所生活環境部くらし安全課

(氏 名) 三船 哲弘

(電 話) 0867-42-1017

(e-mail) kurashianzen@city.maniwa.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
真庭市	真庭市	(1) 蒜山・久世ルート	蒜山	勝山	久世	往 52.75km 復 52.75km	365日	2,182回			路線定期 運行	②(1)	JR中国勝山・久世駅に接 続。時刻・乗継に配慮した 時刻設定をする。	③
	真庭市・新庄村	(2) 新庄・久世ルート	新庄	勝山	久世	往 35.05km 復 35.05km	365日	1,452回			路線定期 運行	②(1)	JR中国勝山・久世駅に接 続。時刻・乗継に配慮した 時刻設定をする。	③
	真庭市	(3) 北房・久世ルート	北房	落合	久世	往 32.3km 復 32.3km	365日	2,057回			路線定期 運行	②(1)	JR美作落合駅に接続。 時刻・乗継に配慮した 時刻設定をする。	③
	有限会社北房観 光	(4) 北房デマンド交通イコーデ		北房 地域内		往 km 復 km	241日	723回			区域運行	②(2)	交通不便地域(過疎地)を 通り、落合美作駅で地域間 交通ネットワークJR姫新線 と接続	①
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	真庭市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	42,725人
交通不便地域等	42,725人

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
42,725人	真庭市全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
	旧(富原村、津田村、湯原町、二川村、美和村、美甘村、中和村)	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
真庭市地域公共交通計画	令和8年3月	
地域公共交通利便増進実施計画	令和8年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

★ 審議事項

コミュニティバスまにわくんの利便性・安全性・効率性の向上を図るため、利用者や運行事業者等の意見を反映した、運行計画の変更案について協議するもの。

1. 幹線

蒜山・久世ルート

変更点①：「グンゼ前」バス停名称を「旧グンゼ前」へ変更(新庄・久世も同様)

グンゼ久世工場はすでに閉鎖されているため。

変更点②：「河元」バス停を新設(新庄・久世も同様)

「グンゼ前」バス停よりも近い場所からスーパーや病院を利用できるようにするため。

変更前

停留所名	1便
黒尾	8 : 04
グンゼ前	8 : 04
久世駅前	8 : 06

久世方面



変更後

停留所名	2便
旧グンゼ前	8 : 04
河元	8 : 04
久世駅前	8 : 06

新庄方面



変更点③：「黒尾」バス停の時刻を改正

1便、4便、6便、8便、10便、12便の時刻を「野白」バス停の時刻と統一する。

変更前

停留所名	1便
野白	8 : 03
黒尾	8 : 04

変更後

停留所名	1便
野白	8 : 04
黒尾	8 : 04

変更点④：2便の一部の時刻を改正

JR姫新線の時刻改正に伴い、「中国勝山駅」の到着が2分遅れるため、乗り継ぎ時間を現状と同じ5分間確保し、「はんざき橋」バス停までの余力がある区間で調整。

変更前

停留所名	2便
中国勝山駅	7:09
はんざき橋	7:40
湯原振興局前	7:43

変更後

停留所名	2便
中国勝山駅	7:11
はんざき橋	7:41
湯原振興局前	7:43

変更点⑤：3便・8便をゆめタウン経由にする

日中の買い物ニーズに対応するため。

現行ルート



変更前

停留所名	3便
グンゼ前	10:08
久世駅前	10:10
真庭市役所	10:14

新ルート



変更後

停留所名	3便
河元	10:08
ゆめタウン前	10:12
真庭市役所	10:15

新庄・久世ルート

変更点①：4便・5便の時刻を改正

北房・久世ルート7便が「真庭市役所」11:56着となっており、乗り継ぎ時間が4分しかないため、新庄・久世ルートの4便「真庭市役所」発を3分遅らせ、5便も同様に3分遅らせる。

変更前

停留所名	4便
真庭市役所	12:00
ゆめタウン前	12:03
グンゼ前	12:07

変更後

停留所名	4便
真庭市役所	12:03
ゆめタウン前	12:06
河元	12:10

変更点②：「鍛冶屋」バス停を廃止し、運行ルートを変更

「鍛冶屋」は旧道を走行する経路となっており、利用者が少なく狭隘なため、安全確保および乗務員の負担軽減が課題となっている。

これらを解消するため、停留所を廃止し、走行経路の効率化・安全性向上を図るもの。
(新庄村協議済み)



変更点③：「茅見口」バス停を廃止し、「長床」を移設

「茅見口」は見通しの悪い交差点付近にバス停があり、安全確保が課題となっている。
また、約900m離れている「長床」間の施設従業者の利用が多くあるため、「茅見口」を廃止し、「長床」停留所を移設することで、利便性向上と安全性向上を図るもの。

(新庄村協議済み)



変更点④：「羽仁下」、「荒田下」バス停を新設

「羽仁下」は現状の「羽仁」と「野尾」バス停の間に、「荒田下」は現状の「荒田」と「荒田橋」の間に利用者がおり、そのニーズに対応するため。

距離は、それぞれ既存のバス停から約300mの間隔がある。

「羽仁下」

久世方面



新庄方面



「荒田下」

久世方面



新庄方面



北房・久世ルート

変更点①：「落合上町(まにわくん)」バス停を新設し、運行ルートを変更

北房・久世ルートの一部便（1, 2, 5, 6便）において、現在「米沢町十字路」付近の狭隘な旧道を重複走行する経路となっており、安全確保および乗務員の負担軽減が課題となっている。これを解消するため、停留所を新設し、走行経路の効率化安全性向上を図るもの。

・現在の「落合上町」バス停（中鉄北部バスと共用）の運用を廃止し、旧道経路上に「落合上町(まにわくん)」を新設。当該ルートの全ての便で運用する。

※中鉄北部バス(勝山-岡山線)については、協議の結果、現在のバス停での運用を継続

現行ルート



新ルート



緑：1便、2便、5便、6便
青：上記の便以外

変更点②：10便の時刻を3分繰り上げ

「些部（あざえ）」停留所における備北バス（些部－高梁線）との乗り継ぎ時間を十分に確保し、利用者の利便性と定時運行の安定性を高めるため、出発時刻を繰り上げるもの

変更前

停留所名	10便
真庭市役所	16 : 13
真庭高校久世校地前	16 : 17
富尾	16 : 18

変更後

停留所名	10便
真庭市役所	16 : 10
真庭高校久世校地前	16 : 14
富尾	16 : 15



変更点③：「真庭高校久世校地前」のバス停名称を「真庭消防署前」へ、「真庭高校落合校地前」のバス停名称を「真庭高校前」へ変更

施設の閉鎖に伴うバス停名称の変更

2.枝線

中曽・関金ルート

変更点①：「宮田」バス停からの折り返し運行をバイパス経由に変更

現在、原林口～宮田間は旧道を往復（2回通過）する運行形態をとっているが、道路幅員が狭く、安全確保の観点から課題が生じている。これらを解消し、より安全で円滑な運行体制を構築するため、バイパスを経由するルートへと変更するもの。

現行ルート



新ルート



変更点②：「鍛冶屋橋」バス停を新設（4便・6便のみ）

4便と6便は、休暇村蒜山高原を経由せず、上福田交差点を経て終点「中曽」へ向かう経路を走行している。当該便は、既存の「上福田」バス停を通過しないルートであることから、利用者への案内に支障をきたし、誤認を招く要因となっている。ついては、利用者の混乱防止と利便向上を図るため、当該ルート上に「鍛冶屋橋」バス停を新設するもの。



変更前

停留所名	4便
上福田	14 : 59
宗利	15 : 00
中原	15 : 01

変更後

停留所名	4便
上福田	-
鍛冶屋橋	14 : 59
宗利	15 : 00

第 48 回真庭市地域公共交通会議審議事項決議結果 (書面開催)

開催期間：令和 8 年 1 月 8 日～令和 8 年 1 月 15 日

審議事項 (1) 令和 7 年度地域間幹線系統確保維持事業の事業評価について	
回答項目	委員 (14 名)
・承認する (承認扱い含む)	14
・承認しない	0
計	14
意見：	
1) 委員からの意見 特になし	
2) 専門員からの意見 特になし	

その他、ご意見等

<p>○原田委員</p> <ul style="list-style-type: none">・昨年度の自己評価に対するフォローアップが記載されており分かりやすい。・まにわくん利用促進が図られている。
<p>○稲田委員</p> <ul style="list-style-type: none">・ストレスのない乗り継ぎへの改善について まにわくん新庄-久世ルートの 5 便、新庄発 13:05 で中国勝山駅 13:47 の便は、JR 新見行 13:43、津山行 13:42 の便に乗れないので、利用するためには移送してくれる人を頼まないといけない状況。他の便は接続の待ち時間がかなりあるため仕方がないが、5 便はわずか数分の違いなので何とかならないかとの意見がある。改善できないものか。
<p>○真柴委員</p> <ul style="list-style-type: none">・まにわくん時刻表について 毎年、配布在庫を沢山いただいて重宝しています。観光利用を増やす為に、観光局も検討を進めたいです。配布リストがあれば共有をいただければありがたいです。有効な設置先の提案も考えて参ります。

※真庭市地域公共交通会議規則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 45 号)の規定により、議事は、委員の過半数の承認で決する。専門員は、説明および意見聴取のため会議に参加する。